

## 令和8年度足立区立本木小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「足立区いじめ防止基本方針」（平成26年2月7日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「本木小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

#### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

#### 2 足立区立本木小学校いじめ防止基本方針策定の目的

「いじめはすべての児童に関係する問題である」ということを念頭に、児童が安心して学校生活を送れるように、いじめ問題への対策を、学校が中心となり、保護者、地域及びその他の関係諸機関との連携を図りながら進める。法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で児童の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じて随時内容の見直しを行うものとする。

#### 3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織を挙げて児童一人一人の状況の把握に努める。

### 第2 いじめ防止等のために実施する施策

#### 1 「本木小学校いじめ防止基本方針」の策定

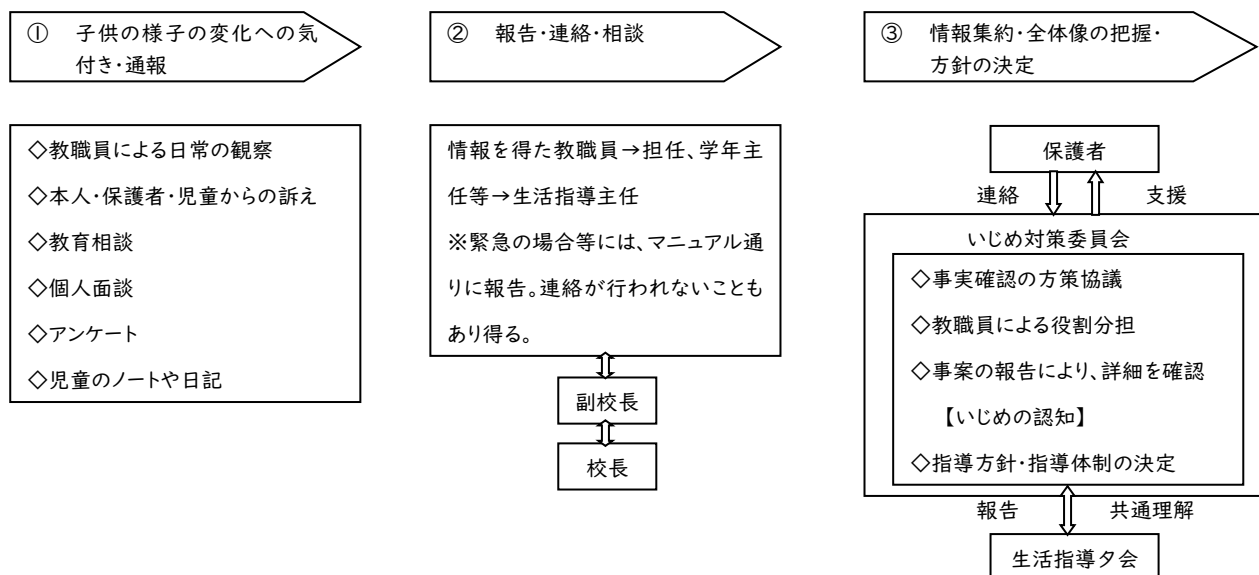
法第13条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、本校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・該当児童担任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

## 3 「いじめ防止対策委員会」によるいじめ認知の手順



## 4 具体的な取組

### 1 いじめの防止・早期発見に関すること

#### ア 心の教育の充実

学校公開を含む、いじめに関する授業を全学級で年3回以上、実施する。

「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付ける。学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

#### イ 児童会の活性化

「いじめ防止月間」を6月と11月と2月の3回設定し、児童会が主体となって、「ポスター」や「標語」の作成を全校で実施したり、「いじめはやめよう隊」を結成し、休み時間等に校内を巡視していじめの相談を受けるなどの活動も行ったりして、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

#### ウ 学習環境の整備

「本木小スマイルスタンダード」及び「もときのきまり」を活用し、みんなが気持ち良く生活するための心構えはきまりの確認、授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。児童も教師も掲示物に対する意識を高め、児童一人一人を大切にする掲示物の作成を心がける。

#### エ 校内におけるいじめ防止研修の実施

生活指導主任を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

#### オ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童の観察を、いじめの実態把握にも役立てる。学級担任とスクールカウンセラーが児童の情報を共有し、いじめの未然防止、早期発見に対する意識を高めるとともに、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童のケアができるようにする。

#### カ 児童の自己有用感の高揚

児童が「分かる」と思える授業を実施するための授業改善を行い、学力を高めることで自分に自信をもたせるようにする。また、すべての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、称賛をすることで児童一人一人に自信をもたせる。

#### キ 保護者への意識啓発

年度当初の保護者会の全体会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。

#### ク いじめ相談窓口の拡大

学校内にいじめ相談箱を設置する。

#### ケ 面談におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。また、特に6月と11月と2月の3回、「いじめ防止強化月間」の中で、いじめアンケートを実施し、その結果を活用して、個別に面談を行い、状況把握及び対応を行う。

### 2 いじめの対応に関すること

#### ア いじめを受けた児童を最優先

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

#### イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童からの聴き取りなども学級担任を中心に行い、学年主任、スクールカウンセラーなども一緒に対応し、組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

#### ウ 関係機関との連携

こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。

いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

## 第3 重大事態への対処

### Ⅰ 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で

学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

## (2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

## (3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

## (4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。

## 第4 警察と連携したいじめ対応について

※平成31年3月29日 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について参照

### 1 警察との連携強化によるいじめ事案の早期把握

#### (1) 警察との情報共有体制の構築

いじめ事案のうち、その児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合の警察への早期の相談又は通報(以下「相談等」という。)や、特にいじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのある事案(以下「重大ないじめ事案」という。)がある場合の速やかな警察への通報に当たっては、学校や教育委員会と警察が日頃から緊密に情報共有できる体制の構築が重要であることから、次の取組を積極的に進める。

##### ① 連絡窓口の指定

警察との間で連絡窓口となる担当職員を指定しておく。(校長、副校長、生活指導主任が担当する。)

#### (2) スクールサポーター制度の受入れ等

学校においては、警察署等(警察署並びに警視庁、道府県警察本部及び方面本部の少年担当課の少年サポートセンターをいう。以下同じ。)に配置されているスクールサポーターによる学校訪問や校内巡回を求めるなど、積極的な受入れを図る。

### 2 警察と連携したいじめ事案への適確な対応

#### (1) 重大ないじめ事案等への対応

重大ないじめ事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、直ちに警察に通報するとともに、学校においては、警察との連携の下、いじめられている児童生徒の安全の確保のため必要な措置を行い、

事案の更なる深刻化の防止を図る。また、インターネットを利用した名誉毀損、児童ポルノ関連事犯等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案についても、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有していることを踏まえ、警察と連携しつつ適切に対応する。

＜警察に相談又は通報すべきいじめの事例＞

- 1 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- 2 無理やりズボンを脱がす。
- 3 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
- 4 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 5 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 6 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 7 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- 8 財布から現金を盗む。
- 9 自転車を壊す。
- 10 制服をカッターで切り裂く。
- 11 度胸貯めしやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- 12 本人の裸が写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 13 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- 14 同級生に対して、スマートフォンで自信の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るように指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
- 15 同級生の裸の写真・動画を友達の1人に送信して提供する。
- 16 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。
- 17 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- 18 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。
- 19 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。

(2) いじめられている児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案への対応

警察においては、(1)に当たらない事案であっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理することとしていることから、その場合は、警察と緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。

(3) その他のいじめ事案への対応

警察においては、重大ないじめ事案及びこれに発展するおそれが高いとは言えない事案であって、被害児童生徒及びその保護者が警察で犯罪行為として取り扱うことを求めない事案を把握した場合には、当該児童生徒又はその保護者の同意を得て、学校や教育委員会に連絡することとしている。こうした事案については、必要に応じて、警察に対し、加害児童生徒への注意・説諭、加害児童生徒に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等の協力を求めるとともに、対応状況や事案の経過について引き続き連絡するなど、緊密に連携する。

(4) いじめを受けた児童生徒に対する支援

いじめを受けた児童生徒の心のケアのため、特に必要と認められる場合には、学校に配置されているスクールカウンセラー等とスクールサポーター等が連携することにより、より効果的な心のケアが行われるよう努める。